

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

地域特産物の活用による安心・安全、活気ある産業づくり計画

2 地域再生計画の申請主体の名称

鹿児島県熊毛郡中種子町

3 地域再生計画の区域

鹿児島県熊毛郡中種子町の全域

4 地域再生計画の目標

(1) 中種子町の現状と課題

本町は、鹿児島県大隅半島南端から約40kmの海上にある種子島の中央部に位置し、町の総面積は137.78km²で東西7km、南北22kmの地形をなし、町全体が緩やかな丘陵地となっており、北部は山林地帯で、中央部から南部にかけては比較的平坦な農耕地が続いている。

北は西之表市、南は南種子町に隣接し、東は太平洋、西は東シナ海に面している。県都鹿児島市までは西之表港から115kmの距離にあり、フェリーで約3時間30分、高速船で1時間35分を要する。空路は鹿児島空港まで30分、大阪（伊丹）空港まで90分の距離に位置している。

人口は、昭和35年（10月1日現在）の19,321人をピークに年々減少し続けており、平成20年（3月末現在）では9,059人でピーク時の46.9%にまで減少している。

こうした状況にあって、中種子町は豊かな自然、素晴らしい環境に恵まれ、離島にしては比較的広い耕地を利用し、また、東の太平洋、西の東シナ海の資源にも恵まれ第一次産業を基幹産業として発展してきた。

しかし、近年は、農産物価格の低下、産地間競争の激化や担い手農家の高齢化等の厳しい状況にあることから、基幹作物であるさとうきび・さつまいもの生産基盤の強化が急務となっている。

また、高齢者の比率は、ますます高くなっており、少子化が急速に進行していることから、中学校の統廃合が実施されている。その結果として、地域の核としての役割を担ってきた学校の閉鎖による、地域のコミュニティの希薄化や地域活力の低下が懸念されている。

(2) 本計画により実施する取り組みと目標

地域の基幹産業である農業については、土地改良事業の推進、畑地かんがい用排水施設の整備及び防風対策の促進による生産基盤の強化、現地に適応した品目・新品種の導入による生産性の向上、さとうきび・さつまいもの作付面積の拡大や加工による高付加価値化等により活性化を図り、新しい農業として育成し、若者に魅力ある通年型の就業機会を創出することが必要となっている。

一方、人口減少と同様に、児童・生徒数の減少傾向が依然として続いていることから、少人数学級や複式学級がさらに増えつつあり、それらに対応した教育方法の改善や教育環境の整備を図るため、平成16年度に町内の4校が統合し新生中種子中学校が開校したところである。

これにより廃校舎等となった施設については、産業振興・地域振興を図るための施設として有効活用することとし、当該校舎等を地域特産物を扱う農業法人に無償貸与して、生産性の高い農業経営の実践モデルとして育成し、地域雇用の増大を図るとともに、環境に配慮した豊かで温もりに満ちた活力ある農業による町づくりの実現を目指すものである。

また、当該施設を地域特産物の直売所も兼ねた「道の駅」的な施設として活用することにより地域住民の交流を推進し、地域の活性化を目指すものである。

【目標1】 新たな中種子町の特産物・加工品の開発

地域特産物・加工品 2品目以上（平成24年度まで）

【目標2】 農業法人等による新規雇用の創出

新規雇用 10名（平成24年度まで）

【目標3】 基幹作物（さとうきび）の作付面積の拡大

現状（19年度末）： 1, 258ha

目標（24年度末）： 1, 284ha

【目標4】 地域農業の担い手（認定農業者）の育成

現状（19年度末）： 160人（個人）

4団体（農業法人）

目標（24年度末）： 200人（40人増）

6団体（2団体増）

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

中種子町の基幹産業である農業は、高齢化に伴う耕作放棄地の増大等の厳しい環境にあり、また、過疎化による集落機能の低下もみられるところである。このような中であって、今後の中種子町の農業は、経営体質の改善をめざし、温暖多雨な気候、広大な畑地等本町の特性を高度に活用しつつ、効率的な農業経営を育成していくことが課題となっている。そのため、需要の動向や流通情報の収集・活用に努めながら、生産と流通が一体となった「かごしまブランド確立運動」を展開し、農産物の有利販売を促進するとともに、生産体制の整備等を進めていく必要がある。

また、消費者ニーズに対応する生産技術の開発・情報収集を進めながら、安心・安全な食料生産の拠点作りに努め、「自信と誇りのもてるものづくり・農業農村を支える担い手づくり、ゆとりとやすらぎのあるむらづくり」を目標とし、認定農業者や生産組織等を育成するとともに、各種事業の推進を図ることにより、わが町農業の構造改善を進め、地域の活性化を図るものである。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 支援措置の番号及び名称

【番号】A0801

【名称】補助金で整備された公立学校の廃校舎等の転用の弾力化

(2) 事業の概要

平成16年3月をもって閉校となった旧南界中学校の廃校施設を地域の農業法人である有限会社さんこうファームに無償貸与し、地域産業の活性化の拠点として位置づけ、校舎教室、武道館及び屋外運動場を地域特産物の加工所、直売所等として活用することにより、農産物の加工及び販売、新たな特産物・加工品の開発等を実施し、中種子町の新しい農業のモデルとして育成し、基幹産業である農業の活性化、雇用の増大等を図る。

(3) 支援措置の適用要件

① 廃校舎等の設置者である地方公共団体において、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請すること。

廃校校舎等の転用弾力化について、中種子町が地域再生計画を作成し内閣総理大臣に認定申請する。なお、廃校校舎等の利用にあたっては、関係法令の規定に反しないように実施する。

② 廃校校舎等を利用して実施される事業が「地域再生基本方針」に定める地域再生の意義及び目標に合致するものであること。(民間事業者に対して廃校校舎等を貸与する場合にあっては、民間事業者と地方公共団体が連携協力して進められる事業内容であること。)

事業主体となる有限会社さんこうファームは、中種子町で地域特産物の生産を中心に事業を営んでいる地域の農業法人である。耕作規模の拡大や農業機械等の装備を充実しながら、高品質・高反収を目指しており、農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者として、中種子町に農業経営改善計画の認定を受けた地域農業の担い手である。また、単に農作物を栽培するだけでなく、食の安心・安全をテーマに、加工品製造や直売にも取り組んでいる事業者である。

中種子町としても、基幹産業である農業の高付加価値化により、地域のさらなる活性化を図っていくことが課題となっている中であって、このような新たな農業経営モデルの育成は極めて重要であると考えており、事業者の単なる生産設備とするのではなく、当該施設の整備を地域の協働の契機として位置付けている。事業者と連携して町が、加工品製造や原料の農産物栽培を地元農家に委託促進する等の取り組みを実施することにより、地域の所得増大や新たな雇用創出に結び付けていくものである。

また、地域特産物の生産、加工品製造や直売については事業者が主体となっ

て行うが、町としても、ホームページや広報誌を活用し、情報の発信を行うとともに、町と事業者が連携して地域特産物直売所の活性化を図るとともに、新しい作物に関わる意見交換会や消費者との交流などに取り組んでいくことにより、農業者や住民の参加を促し、地域一体となった活動を推進していくものである。

さらに、食育を推進するために、当該施設については、農業体験等を通じた地域の子どもたちの農業に触れる場としても活用することとしており、本事業は雇用の確保や地域交流の拡大を促進させ、地域の活性化に大きく寄与するものである。

③ 地域再生の観点から実施される事業の効率的な実施に当たり、廃校校舎等の利用が必要であること。

中種子町では、厳しい財政状況のもと、行財政改革を積極的に推し進め、徹底した事務事業の見直しを行っており、産業の活性化、地域コミュニティの活性化についても民間の活力を念頭においた既存施設の利活用が不可欠となっている。

こうした中、旧南界中学校廃校施設は、幹線道路である国道58号線に接しており、町中心部から車で10分の距離にあることや、中種子町の貴重な自然環境や文化遺産である「歴史の里・坂井公園」も沿線に位置していることから、動線上も観光客が手軽に立ち寄ることが出来る場所にあり、当該事業を実施するのに最適である。

また、事業を行う上で必要な広さも確保可能であり、校舎教室を加工品製造、直売所、休憩所として利用可能であることに加えて、地域特産物栽培研修会等、多くの人が集うにも十分対応可能である。また、武道館は保管庫として、屋外運動場は青空市場等での地域住民との交流を図るのにも十分な規模を有している。

さらに、廃校校舎は建設後30年以上が経過しているものの、上記の事業を行うには十分な施設であり、また、既存の校舎等を改造して使用できることは、投資効果的にも最も効率的である。

④同一地方公共団体における無償による転用であること又は他の地方公共団体若しくは民間事業者に対して廃校校舎等を無償貸与すること。

中種子町は、有限会社さんこうファームに対し、廃校となった旧南界中学校の廃校校舎等を無償貸与する。

(4) 施設の利用内容

① 校舎～昭和31年度建築，鉄骨造平屋建（床面積416㎡）

昭和47年度建築，鉄筋コンクリート造平屋建（床面積164㎡）

- ・事務室，加工所等の各室として使用
- ・直売所やコミュニティスペース，研修室等として地域住民との交流の拠点として使用

- ② 武道場～昭和38年度建築，鉄筋コンクリート平屋建（床面積360㎡）
 - ・地域特産物及び加工製品の保管庫として活用

- ③ 屋外運動場～6，558㎡
 - ・青空市場等のイベント開催等による地域交流の場として活用

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

「地域特産物の活用による安心・安全，活気ある産業づくり」計画を達成するため，以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

(1) 生産基盤の整備

① 土地基盤の整備

中山間地域総合整備事業をはじめとした各種事業の導入を図り，生産基盤の整備と農地保全対策等を推進する。

② 農業近代化施設の整備

地域の特性を生かした品目の生産安定と栽培の省力化並びに商品化率を高めるために共同育苗施設，農産物集出荷貯蔵施設，堆肥センター及び農畜産物加工施設等の整備を推進する。

③ 防風対策の整備

計画的な防風帯の整備及び防風垣の整備を推進し，作物の作柄安定，品質向上を図る。

(2) 生産体制の整備

① 基幹作物の安定生産対策

基幹作物であるさとうきび・さつまいもについて，栽培面積の維持・拡大を図りながら高品質・高反収へ向けた生産体制づくりをめざし，さとうきびの収穫受託体系の確立，安定生産へ向けた土づくり，適期栽培管理等の栽培技術の普及啓発の推進及びさつまいもの健苗育成及び適期植え付けを推進する。

② 農用地の有効利用

担い手農家の経営規模拡大を図るため，種子島農業公社による農地保有合理化事業等の推進により，農地の利用集積を図る。

③ 担い手の育成確保

「認定農業者制度」のPRに努め，農業経営改善計画の認定申請を促進する。また，「中種子町農業経営基盤強化促進基本構想」において営農類型ごとに示した，魅力とやりがいのある「効率的かつ安定的農業経営の指標」の達成を目指し，支援措置を積極的に推進して，担い手農業者を育成する。

④ 食の安心・安全システムの構築

消費者の農産物・加工品に対する安心・安全志向が高まっていることから、生産履歴の開示等を推進し、消費者のニーズに即した農産物の生産を推進する。また、これと並行して、農産物を地域で消費する「地産地消」についても推進する。

⑤ 地域の特性を生かした産地の育成

地域の特性を生かした生産性の高い品目、園芸品目等の新品種の導入と栽培技術の確立により、生産安定、品質向上及び高収益化を図る。

(3) 活力とやすらぎのある農村形成

① 新農村振興運動の推進

「村に新風，きらめく未来」をスローガンに「活力ある担い手づくり」，「地域営農のしくみづくり」及び「美しい潤いのあるむらづくり」の三つを基本目標として，共生・協働のむらづくり活性化運動を推進する。

② 農村環境の整備

農村集落民の憩いの場，交流の場として心のやすらぎが求められるような自然を生かした農業体験施設等の整備を推進する。

③ 中山間地域の活性化

中山間地域等直接支払い制度や中山間地域総合整備事業等の導入により，中山間地域の農業生産の活性化を図り，多面的機能を維持確保する。

6 計画期間

認定の日から平成25年3月末まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

町は，毎年度，貸与施設の利用状況及び地域との交流活動状況の実績を把握するとともに，計画終了後に4の(2)に掲げた目標値の達成状況を検証し，当計画の成果について総合的に判断する。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし